橋梁点検技術研修会修了証の更新制度への移行について

青森県では「青森県橋梁アセットマネジメント運営マニュアル」に基づいた橋梁定期点検 を行っており、当該業務受注者は当センターが実施している橋梁点検技術研修会修了者を担 当技術者として配置することを条件としております。また、橋梁維持工事の受注者をプロポ ーザル方式により決定するにあたり、配置予定技術者が本研修を終了している場合は評価の 対象となっております。

本研修会では学科試験及び実地試験の合格者に修了証を交付しておりますが、現在の運用 制度では有効期間の設定が無く資格の失効はありません。

こうした中、平成26年に「道路の維持・修繕に関する技術基準」を定めた国土交通省令が 施行され、道路橋については必要な技術を有するものが5年毎に近接目視による定期点検を 行うことが道路管理者に義務づけられました。

このように新たに定められた規定や知見などを本研修会修了者に習得して頂き、評価基準 の再確認、技術力の向上、点検結果の精度・信頼性の向上を図ることを目的に、今年度から 橋梁点検技術研修会修了証に有効期間を設け、更新制度に移行することとなりました。

以上のことから平成26年度までの修了証を取得済の方には、下記のとおり5年の移行期間を設けますので、必要に応じて更新研修会を受講し、修了証を更新して下さるようここにご案内申し上げます。

また、当センターホームページでもご案内しておりますので、関係者への周知方について 併せてお願いいたします。

記

1 更新研修受講対象者 平成26年度までの「橋梁点検技術研修会」修了者

2 更新制度移行期間 平成27年度~平成31年度の5年間

平成31年度までに受講しない場合は、現在の修了証は

失効となります。

※詳細は別紙移行スケジュール参照

3 修 了 証 有 効 期 間 平成27年度研修受講の場合

新規受講者:修了証発行日~平成33年3月31日 更新受講者:平成28年4月1日~平成33年3月31日

3 更新研修会募集案内 平成27年10月頃を予定(センターHPでも公開)

4 開催予定時期 平成27年12月頃を予定(複数回開催する場合あり)

5 使 用 テ キ ス ト 橋梁点検技術研修会で配付したテキストを使用 ※テキストを保持していない場合、有償(実費)で提供

6 県 の 動 向

平成27年度以降の新規修了証及び更新受講修了証を保持する方が平成28年度以降の橋梁定期点検受注者の担当技術者に配置させる条件となる予定。(照査技術者は担当技術者と同等の能力を有する者。)橋梁維持工事のプロポーザルでも配置技術者の評価対象となる予定。

平成 27 年 6 月 (公財)青森県建設技術センター

研修事務局:研修試験課

Tel 017-777-6545(代)

橋梁点検技術研修会終了証の更新制への移行スケジュール

〇変更点

- 5年に1回、継続的に受講してもらう更新制度へ変更。
- ・座学のみ。(試験と現場は無し)
- ・期限内に更新研修を受講しない者は修了証の失効。 次回の受講は新規扱い。

〇変更後の留意点

- ①更新制度スタート
 - H27.7 橋梁点検技術更新研修会(新規受講者用) H27.12頃 更新者用 橋梁点検技術研修会(第1回)
- ②H28年度から青森県橋梁定期点検の受注資格に「平成27年度以降の修了証取得者」 を担当技術者に配置の条件を設定予定。(橋梁維持工事のプロポーザル方式によ る評価も「平成27年度以降の終了証取得者」を評価対象とすることを設定予定)
- ③H26年度までの修了書取得者はH27~31年度までの間に研修会受講で修了証更新。 以降、5年以内に1回の研修会受講で随時更新。5年を過ぎた場合は修了証失効。
- ④H26年度までの修了証取得者がH31年度までに受講しない場合は<mark>修了証失効。</mark> 以降の受講は新規の扱い。

